

労働者派遣法第 23 条 5 項に基づき、下記の情報をお知らせいたします。
(対象期間；令和元年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

- | | |
|---------------|----------|
| ①派遣労働者の数 | 15 人 |
| ②派遣事業所の数 | 12 社 |
| ③派遣料金の平均額 | 31,413 円 |
| ④派遣労働者の賃金の平均額 | 18,400 円 |
| ⑤マージン率 | 41.4% |
- マージンには派遣社員の通勤費、社会保険料、福利厚生費、教育訓練費などの諸費も含まれます。
- ⑥キャリア形成支援に関する事項
- ・新人研修
 - ・職制及び経験年数に応じたスキルアップ支援
 - ・個人情報保護・情報セキュリティに関する事項等を踏まえた法令順守勉強会
- ⑦派遣労働者の待遇に係る労使協定を締結しているか否かの別
- 労使協定を締結している（協定書の有効期限 令和 4 年 3 月 31 日）
- 協定労働者の範囲（システム開発業務に従事する者）
- ⑧その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
- ・社会保険への加入（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険・介護保険・退職金）
 - ・年 1 回の定期健康診断
 - ・有給休暇制度

以上